

## あらかわクリーンセンター建替に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

### 1 総括的事項について

- (1) ごみ処理方式、排水処理方式等が具体的に示されていないことから、環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直し、その結果に基づき調査、予測及び評価を追加して行う等適切に対応すること。

### 2 環境影響評価項目について

- (1) 養護老人ホーム福島恵風園が対象事業実施区域に近接しており、工事の実施及び施設の稼働による粉じん等の影響が懸念されることから、施設の設置の工事及び施設の稼働に「粉じん等」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 施設の稼働に伴う揮発性汚染物質（水銀）等による土壌への影響が懸念されることから、環境影響評価項目としての追加について検討すること。

### 3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 施設の稼働に伴う大気質については、周辺の地形、気象特性及び既存発生源の影響を踏まえて、適切に調査地点を設定又は追加すること。
- (2) 上層気象調査については、実施時期の代表性及び逆転層の発生の可能性を踏まえて調査期間を設定するとともに、必要に応じて調査期間を追加すること。
- (3) 大気拡散実験については、効果的な調査となるよう、トレーサーガスの放出高度を適切に設定するとともに上層気象調査と平行して実施すること。

また、トレーサーガスとして使用する六ふっ化硫黄は温室効果が大きい物質であることから、より環境負荷の少ないトレーサーガスの使用を検討するとともに、やむを得ず六ふっ化硫黄を使用する場合においても使用量を必要最小限とするなど環境負荷の低減に努めること。

(4) 水質については、荒川合流前の水路の現況水質の状況も踏まえて、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観については、事業実施区域周辺から望まれる景観資源（吾妻小富士、信夫山等）を踏まえて、予測及び評価を行う眺望点として仁井田橋及び養護老人ホーム福島恵風園についても選定すること。

#### 4 その他

上記1から3の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。